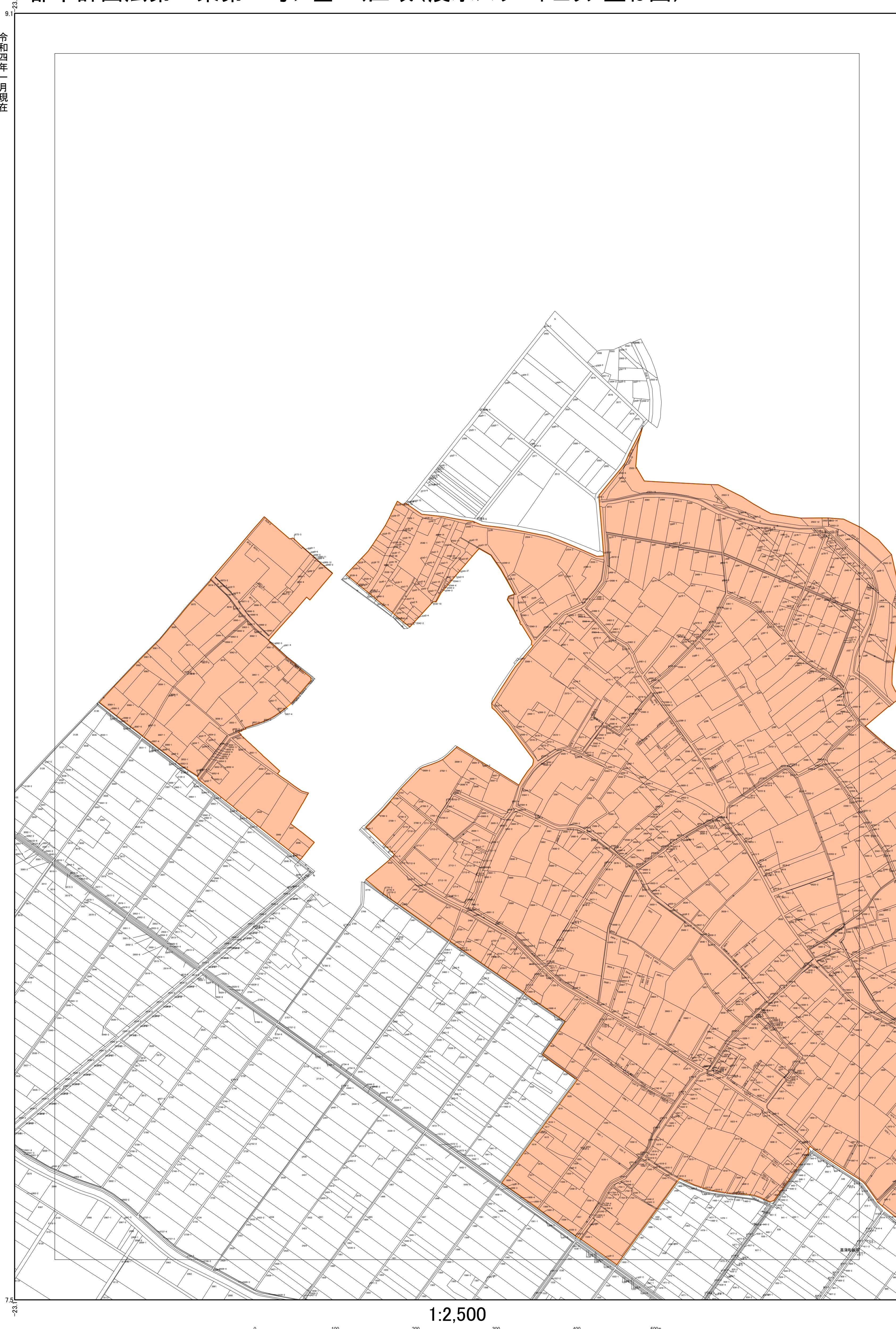
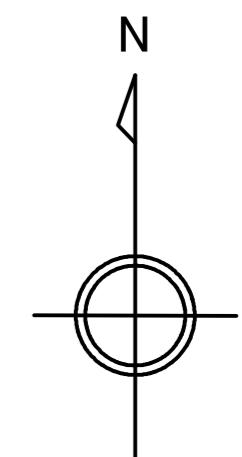


久喜市  
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No21R

令和四年一月現在



		15
20	21R	22
28	29	30



<b>凡例</b>
条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用される区域)
条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用されない区域)
【流通業務施設】 条例第5条第1項に基づく土地のうち、都市計画法施行第29条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第5条第2項第1号に規定する適用地区並びに河川航行第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、倉庫及び包装場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項第1号に規定する適用地区並びに河川航行第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。
【工業施設】 条例第5条第1項に基づく土地のうち、都市計画法施行第29条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する適用地区並びに河川航行第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、金属の荷物又は物類の事業を営む工場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項第1号に規定する適用地区並びに河川航行第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。
【商業施設】 条例第5条第1項に基づく土地の区域のうち、都市計画法施行第29条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する適用地区並びに河川航行第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。 (1)小売業の店舗(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が3,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。(2)において同じ。 (2)小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設(当該用途に供する部分の面積の合計が10,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。)
【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第29条の9第9号又は第10号(第1号第1項の号口に限る。)に該当する区域 (利根川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の規定による水深が3m以上である土地の区域)